

臨時職員（保育士）募集のお知らせ

町では以下のとおり臨時職員を募集します。

【勤務場所】岩和田保育所

【勤務時間】8:30～17:15(原則)

【休日】毎週日曜日ほか1日(週休2日)

【日給】6,900円

【申込方法】町総務課(4階)添え付けの申込書に記入し、窓口に提出してください。

【申込締切】3月22日(金)

※勤務期間についてはお問い合わせください。また、面接日は締め切り後にお知らせします。

【問い合わせ】町総務課 TEL68-2511

家庭教育相談所の開設

家庭教育に関する不安や悩みなどについて、町家庭教育指導員が相談に応じます。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。

【日時】3月21日(木) 9:00～11:00 13:00～15:00

【会場】町公民館2階 クラブ室

【問い合わせ】町公民館 TEL68-2947

危険物取扱者試験の実施

【試験種類】甲種、乙種全類(第1類から第6類)、丙種

【日時】6月2日(日)

【会場】国際武道大学(勝浦市)

【願書受付期間等】

書面申請 4月4日(木)～4月15日(月)(土・日除く)
(9:30～16:30) ※当日消印有効

インターネット申請 4月1日(月)～4月12日(金)
(24時間対応)

※消防試験研究センターホームページから申請できます。

URL <http://www.shoubo-shiken.or.jp/>

※受験に必要な書類は消防本部、勝浦消防署、大原消防署及び御宿分署に用意してあります。

【願書受付場所】

消防試験研究センター千葉県支部(郵送可)
(千葉支部千葉市中央区末広2-14-1)

【問い合わせ】夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部
TEL80-0132

おんじゅく お知らせ版

発行日 平成25年3月10日 NO. 620

編集 御宿町企画財政課 TEL68-2512

<http://www.town.onjuku.chiba.jp/>

4月からごみ収集カレンダーが変わります

新しいカレンダーは1年分のもので、カラー版で見やすくなっています。収集日程・収集品目をよく確認のうえ、収集日当日の朝8時30分までに、決められた場所に出してください。

このカレンダーは、3月中にご家庭に配布するほか、建設環境課窓口および清掃センターでもお配りします。また、町ホームページにも掲載します。

きれいなまちづくりのため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

【問い合わせ】町清掃センター TEL68-4613

バイクや軽自動車などの 廃車や名義変更の手続きについて

軽自動車税は、毎年4月1日現在に所有している方に課税されます。使用していなくても、軽自動車にナンバーを付けたままにしていると課税対象となりますので、平成24年度中に名義変更等がある場合は、**3月29日(金)**までに廃車や名義変更等の手続きをしてください。

※3月30日(土)、3月31日(日)は行政機関閉庁日です。

なお、手続きをする場合は以下へ確認をお願いします。

車庫	手続きをするところ
・原動機付自転車 (125cc以下) ・小型特殊車	・税務住民課 税務班 TEL 68-6692
・軽自動車 (乗用/貨物)	・軽自動車検査協会 袖ヶ浦支所 TEL 0438-63-1844
・二輪車 (125cc超)	・千葉運輸支局 袖ヶ浦自動車検査登録事務所 TEL 050-5540-2025(テレホンサービス)

【問い合わせ】税務住民課 税務班 TEL68-6692

※エビアミーゴナンバーの交付・変更も随時受付中です。(50cc以下)

20歳になったら国民年金

(20歳の誕生日の前日が「20歳の資格取得日」となります。)

国民年金は、やがて訪れる長い老後や、生活の安定を損なうような万が一の事態に備え国民ひとりひとりが保険料を出し合い、社会全体で個人を支えようとする制度です。20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをお願いします。

【国民年金の加入手続き】

国民年金の加入手続きは役場税務住民課住民班(3階)の窓口又は年金事務所で直接、お手続きください。

【毎月の保険料】

国民年金の保険料(定額)は月額14,980円(平成24年度)です。なお、保険料をまとめて前払いすることにより割引される前納制度もあります。

【口座振替も可能】

口座振替は、金融機関等の窓口での現金納付に比べ便利でお得です。口座振替には、毎月の保険料が翌月末に引落としされる翌月末振替と、毎月の保険料がその月の月末に引落としされる当月末振替(早割)があります。早割は月額50円が引きされます。

【納付が困難な場合】

20歳になられ、所得が少なく保険料を納める事が困難な方については、若年者納付猶予制度や学生納付特例制度などを利用することができます。お手続きは役場税務住民課住民班(3階)又は年金事務所で行ってください。

※学生納付特例制度の申請には、在学証明書又は学生証の写しが必要です。

※どちらの制度も承認された期間は、将来受ける年金の受給資格期間に算入されますが、年金受給額には反映されません。

※承認期間経過後、10年以内であれば保険料を追納することが可能ですが別途手続きが必要です。